

令和 5 年 10 月 23 日

職員の処分について

1 事実の概要

佐賀消防署の職員が、令和 5 年 7 月 8 日（土）午前 1 時 30 分頃、佐賀市内において飲酒後に自家用車を運転していたところ、警察の取り締まりを受けた。

その後、令和 5 年 8 月 10 日佐賀簡易裁判所略式命令、酒気帯び運転による 30 万円の刑事罰及び令和 5 年 9 月 29 日佐賀県公安委員会で免許取り消し処分が決定され、令和 5 年 10 月 8 日から欠格期間 2 年の行政処分が下されました。

2 対応

(1) 職員の処分について

消防行政への信用を失墜させ、公務員としての職の信用を傷つけたとして、次のとおり関係職員の処分を本日実施しました。

処分の種類	所属等	主な行為
停職 6 月	佐賀消防署消防 1 課消防係 消防副士長 (31 歳、男性)	全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行を行い、「信用失墜行為の禁止」に違反した。
文書による 嚴重注意	佐賀消防署消防 1 課長 (54 歳、男性)	所属職員に対する管理・監督が不十分だった。
文書による 嚴重注意	佐賀消防署消防 1 課消防係長 (49 歳、男性)	所属職員に対する管理・監督が不十分だった。
口頭による 嚴重注意	佐賀消防署長 (59 歳、男性)	所属職員に対する管理・監督が不十分だった。
口頭による 嚴重注意	佐賀消防署副署長（第 1） (57 歳、男性)	所属職員に対する管理・監督が不十分だった。

(2) 全職員に対する注意喚起

本日付で処分を行ったことに対し、法令遵守の徹底及び綱紀保持等について注意喚起を行った。